

「これからのエネルギーを考える」 第 2 回

とらばば

こんにちは、「とらばば」です。

前は自己紹介をかねて、エネルギーに興味をもつきっかけについて、お話しさせていただきました。今回は、エネルギーのお話をしていきたいと思います。

そもそも「エネルギー」とは何でしょう？

それは「仕事をする力」のことです。「仕事」は、モノを動かしたり、熱や光、音を出したりすることを指しますが、そのために必要な力が「エネルギー」なのです。

私たちの身の回りには、電気やガス、ガソリンなど、さまざまなエネルギーがありますが、どのエネルギーを使うか、ということをお話し合う前にまず、どんな「仕事」が多いのか、考えていきたいと思っています。

家庭でいうと、

モノを動かす…自動車、バイク、洗濯機、掃除機など

熱を出す…ファンヒーター、エアコン、こたつなど

音を出す…オーディオ機器、テレビなど

光を出す…電灯、テレビなど

通信する…パソコン、スマホなど

といった感じでしょうか。テレビなんかは音も光も出しますし、近ごろでは通信もしますね。

エネルギーの単位はいろいろありますが、ここではワット時（1 時間に消費される電気エネルギー「Wh」と略します）を使いましょう。

音や光は、数 Wh～数十 Wh で働く機器が大半です。特に光については、昔 100Wh 消費していた白熱電球と、13Wh 程度の LED 電球が同等の明るさを提供してくれるため、使うエネルギーは大幅に下がっています。家の中をみても、音や光を出す機器は多いのですが、それぞれの使うエネルギーが小さいので、あわせてあまり大きくはありません。

たくさんのエネルギーを使う「仕事」は何でしょうか？

それはやはり、「モノを動かす」（特に大きなモノを動かす自動車）と「熱を出す」という仕事になります。ガソリン 1ℓを換算すると約 10,000Wh になりますが、仮に燃費 20km/ℓのクルマを使って 20km 走ると、約 10,000Wh のエネルギーを使うことになるわけです。ガソリンを海外から輸入するのに使うエネルギーまで考えると、さらに大きなエネルギーが消費されていることがお分かりと思います。

あと、「熱を出す」ですが、プロパンガス 1 m³を換算すると、28,000Wh になります。ひと月で 10 m³ (3~5 名世帯の平均) を使うと、280,000Wh のエネルギーを消費することになりますね。

ということで考えると、家庭のなかの「仕事」では「モノを動かす」と「熱を出す」という仕事に使うエネルギーが大きなシェアを占めることがわかります。

これは産業部門でも同じことで、大きいのは化学や鉄鋼などで使う「熱を出す」という仕事と、運輸部門の「モノを動かす」という仕事に大きなエネルギーを使っています。

これからのエネルギーを考えていくには、

- ・エネルギーをたくさん使う「仕事」そのものを減らすこと
- ・効率よくエネルギーを使った「仕事」をして、使うエネルギーを減らすこと
- ・「仕事」に適したエネルギーを充てていくこと

が、重要なのだと思います。

「仕事」そのものを減らすには、外出を控えるとか、むやみに移動せずに日々暮らすといった工夫も必要ですね。「モノを動かすこと」に使うエネルギーは現在、多くを石炭や石油など化石燃料で賄っています。「脱炭素」社会を目指すためには、これらを温暖化ガスや危険な廃棄物を出さないエネルギー源を使ってつくった電力で賄う、というのが大きな流れになります。

まず必要なことは、「熱を出す」「モノを動かす」仕事自体を減らすことです。業務でもオンラインで済むならオンライン会議をし、むやみに集まるために移動しない、といったことや、断熱性能の高い住宅に住む、といったことも求められます。宅配の再配達を減らす、なんかも求められますね。

次に効率よくエネルギーを使うことで考えると、エネルギー効率のよいクルマを使う (EV については、次回以降で触れたいと思います)、エネルギー効率の高いエアコンを使う、といったことになります。



ちなみに、エアコンのエネルギー効率は、カタログなどによく記載されている APF (Annual Performance Factor = 通年エネルギー消費効率) というもので判断することができます。

これは、「冷房季に部屋を冷やすために発揮した能力」と、「暖房季に部屋を暖めるために発揮した能力」を足し算して、「冷房・暖房季に使った電力量の合計」で割ったものです。

この値で、一年を通してどれだけの効率で部屋を冷やしたり暖かくしたりできたのかが分かります。

ちなみに筆者の部屋の 2015 年製エアコンを見ると、「通年エネルギー消費効率 (APF) 5.8」となっていました。消費する電力に対して、5.8 倍の「熱を移動させる」仕事ができる、ということです。

(使う電力以上に「熱を移動させる」仕事ができる、というは「ヒートポンプ」という技術によるものなのですが、これもまた別途触れたいと思います)

最後に、「仕事」にあったエネルギー源を選ぶことになります。「熱を出す」「モノを動かす」といった仕事にはこれまで、少しの量で大きなエネルギーを取り出せる化石燃料が使われてきましたが、温暖化ガスが問題となり、適したエネルギーではない、ということになってきました。

化石燃料由来ではなく、温暖化ガスや有害な廃棄物の排出が少ないエネルギーとして、太陽光や小水力、バイオマス由来による再生可能エネルギーが注目を浴びてきているわけです。

次回からは、再生可能エネルギーについて、触れていきたいと思います。



『鉄管の中の蛇』

ひょうご消費者ネット 副理事長 大石 貢二

今回は、回想録の第2話「鉄管に入る前」の中から、私が終戦の翌年に入学した中学校の経験を書いた部分を取り上げてみます。

二 新学制の悲哀

この中学生の3年間は、丁度、戦後の学制改革の時期で、アメリカが日本の軍国主義を徹底的に根絶しようとして、強力に働きかけ、学制が根本的に改革された時代でした。この中で、未熟な少年として、貴重な経験をし、学校の在り方について、真剣に考える機会を持ちました。



私は、終戦の翌年の昭和21(1946)年に旧制の県立芦屋中学校に入学しました。実は、私の兄がこの中学校に入っており、また、私の入っていた小学校の一年先輩で大変親しくしていた友達も在学していて、先生も仲間も、大変明るく、元気で、学ぶことも多いと聞き、入学することを決めたのでした。

入学してみると、中学は5年制で、校舎は国民学校二つを借りて、学年で分かれて授業が行われていました。少し狭い感じがしましたが、多くの親しい友達も出来、楽しい学校生活を送っていました。忘れられないのは、入学した年に、全国中等学校野球大会が復活しました。芦屋中学は、野球部が出来て間が無く、部員の人数もぎりぎり、専用の野球場も無かったのに、何と県内の予選を次々と勝ち進んで行ったのです。県内のいろいろな野球場で行われる試合を全部応援に出掛け、大変興奮したのでした。次々と勝ち、何と県大会に優勝してしまったのです。全国大会では敗れましたが、信じ難い優勝を大喜びした経験は今でも忘れられません。

このようにして過ごしていたところ、その次の昭和22(1947)年に、新しい6・3・3の学制が始まり、自分より下の生徒の募集が無くなり、私達の学年はまた一番低学年で、新制度の「併設中学」という名前に変わり、その2年生ということになりました。この年に学校が近くの元小学校の跡地に移転することになり、かなりの距離を自分の使う机と椅子を各自が担いで引っ越しするという珍しい経験をしています。

その次の昭和23(1948)年には、新制度の県立芦屋高等学校が発足し、私達より上の3つの学年の生徒が、それぞれ同高校の1年から3年生となりました。我々だけが旧制度の残存である併設中学校の一つの学年となってしまった訳です。ただ、高校と中学の校舎は従前と同じ場所にありましたので、学校生活については従前と変わりなく、一体感を持っていました。この時には、男女共学制が実施されて、他の併設中学校の女生徒83名が我が校に入り、我が校から同数の生徒が出て行くということが起こりました。初めて女生徒と一緒に学生生活をする事になり、最初は緊張しましたが、次第に慣れ、それまでと違ういろいろな意見を聞け、何より和やかな雰囲気を経験し、変わって良かったなと思った記憶があります。また、この年には、新制度の高校野球の全国大会があり、芦屋高校は2年前と殆ど選手のメンバーは替わっていなかったのに、また、兵庫県の予選で何と次々と勝ち進み、遂に優勝したのです。この時も兵庫県の各地で行われた試合に応援に行き、熱狂したのもいい思い出で、新しく出来た高校との一体感は続けて持っていたのです。

このようにして、昭和24(1949)年春には、併設中学3年生を終わることになりました。上記のような上級生の経過があり、私達が「併設中学生」という形となって唯一の学年として残っていた以上、自分らも当然新しく出来た高校(県立芦屋高校)に行けるものと思っていました。しかし、私達の学年は3年生になってから、学区制が決められ、その学区内に居住している者しか、新高校には行けないという思ってもいなかった扱いになることが決まり、西宮市に居住する私は入れないことが決まりました。このため、当然行けると思っていた芦屋高校に入れず、学区制で決められた住居地にある西宮市内の公立高校に行かねばならないことを知りました。それまで、先ほど書きましたように野球部が県の大会で優勝したことで大喜びをしたことや、2年生からサッカー部に入って夢中になっていたりして、すっかり学校に馴染み、その伸び伸びとして過ごせる校風も気に入っていただけに、新高校に行けないことから落胆と憤慨で過ごしました。親しい同級生で芦屋高校に行ける多くの者達は、このような扱いを受けることに同情してくれ、何故このような扱いをするのか、その目的は何か、その必要性があるのか、など真剣に議論したことを思い出します。

このような状態の中で、自分が行くべき学区制で決められた高校を調べてみると、西宮港に近いところで、自宅からはかなり離れていて、電車・バスで通うことが必要な所にある元小学校を仮に使用している市立西宮高校で、しかも当時、同校は、そこで県立西宮高校と同居している状況であることが判りました。当時、中学生の頭では、このような立場に立たされることは理解できず、こんな扱いを何故するのかと悩み、一時は進学する気も無くなりましたが、結局、当時関西学院の法学部で政治学の教員をしていた父親に説得されて、市立西宮高校には行かず、自宅から徒歩で通える私立の関西学院の高等部に行くことになりました。

～次号へつづく～

「景品表示法の考え方」を受講して

表示・広告ウォッチャー/消費生活マスター 森 美子

2023年11月26日(日)、上田孝治弁護士を講師として、兵庫県民会館1001(現地)とZoomのハイブリッドでの開催がなされました。

講座では、景品表示法の基本的な内容と2023年度改正内容について解説していただきました。また、薬機法(医薬品医療機器等法)、あはき法(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律)に抵触する広告について、景表法との関連においてどう読み解けばいいかを教えていただきました。

現在、私は「表示・広告ウォッチャーチーム」に所属しております。毎月自分が疑問に思う広告について、違反被疑事案収集の記録を提出しています。そのなかで、各被疑事案についてどのように指摘すべきか知りたいと思い受講いたしました。

上田孝治先生は、今回景表法違反となった「ステルスマーケティング」のみならず「景品表示法の考え方」全般について、法的にはどのように考えるのか具体例を示しながらわかりやすく説明していただきました。

特に、景品表示法で禁止される不当な表示の具体例として、

- (1) 優良誤認表示における「不実証広告規制」
- (2) 有利誤認表示における「不当な二重価格表示」「過大な上げ底」「定期購入事案における『初回無料』表示について」「くらしのレスキューサービス事案における『3000円～』表示について」「期間限定のキャンペーン表示で、実際には、期日経過後もキャンペーンが継続しているような場合」「消費税の税抜き表示」
- (3) その他の不当表示(指定表示)における「無果汁の清涼飲料等についての表示」「商品の原産国に関する不当な表示」「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」「不動産のおとり広告に関する表示」「おとり広告に関する表示」「有料老人ホームに関する不当な表示」「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示(ステマ告示)」

その他、「体験談に関する考え方」など参考になる事例の説明を受けました。

優良誤認、有利誤認に比べ、その他の不当表示については、明確に認識しておりませんでしたので、大変参考になりました。

また、令和5年10月1日から景品表示法違反となった「ステルスマーケティング」についての考え方や令和5年改正の概要についても教えていただきました。各種業法の広告規制については景表法との関連を知っておくべきと思いました。

自分が疑問に思う事案でも、問題点を具体的に指摘することが難しい場合があります。上田先生のご講義はその方向を示していただけたと感謝しております。

(現地参加:11名 オンライン参加:20名)



講師 上田孝治弁護士

「最近の消費者トラブル相談事例と対応」

ひょうご消費者ネット事務局

2023年度第2回学習会を、年明け早々の1月14日に兵庫県民会館で行いました。講師は現役の消費生活センター相談員である大久保育子さんです。毎回、受講いただいた方からのリクエストも多く、今回で3年目となるご登壇でした。

講義は、①通信販売と電話勧誘販売、②美容、③金儲け、④副業詐欺二次被害、⑤消費者の情報を収集するいろんな手口 という5つの切り口で、講師ご自身やその周辺で最近受けた相談事例を絡めてお話しいただきました。そのため、内容や対応方法がとてリアルで引き込まれました。

最近シニア世代の定期購入トラブルが増えていること、また勧誘手順が狡猾で、気をつけていたつもりが定期購入契約をさせられていたことが衝撃的で驚かされました。さらに、限定格安焼肉弁当をLINE公式アカウントから注文したら、カード情報だけ抜き取られて弁当は届かずじまいという話も驚きでした。「だまされるかもしれない」と意識して、日々の取引を行わないといけなような気の抜けない世の中になっていることを改めて肝に銘じました。

受講生からは「実際に被害に遭う画面や事業者とのやり取りは大変参考になった」「弁護士と情報共有して相談対応されているので、心強い説得力がある情報を聞くことができた」「同じ相談現場にいる相談員にとっても勉強になる講座だった」などの声があり、受講した相談員が明日から即使える情報がたくさん盛り込まれた有意義な講義でした。

また、今回のレジュメ自体は資料を含めて4ページでしたが、QRコードがたくさん記載されていることが特徴的でした。それらQRコードをスマホやタブレットで読み込むことで必要な資料にたどりつくことができるようにされているため、復習に使えたり、紙の節約になることは目からウロコでした。

来年度もまた聞きたいと思わせてくれる講義でした。大久保さん、ありがとうございます。

(現地参加:10名 オンライン参加:22名)



講師 消費生活センター相談員 大久保育子氏

「ネット決済の現状と問題点」

ひょうご消費者ネット会員 神頭 由紀

令和6年2月4日(日)、大阪弁護士会の岡田崇弁護士を講師にお迎えし、兵庫県民会館とオンラインで学習会が開催されました。

岡田弁護士は、ふとんのモニター商法「ダンシング」集団訴訟参加をきっかけに消費者問題に取り組まれたとのこと。当時消費生活センターからも被害者弁護団のお手伝いに行ったことを思い出しました。

インターネットの発達でスマートフォンを使う人が増え、特に高齢者に普及し、トラブルが増えているようです。様々なネット決済のうち、主なものについて報告します。



講師 大阪弁護士会 岡田崇弁護士

【クレジットカード】フィッシングなどによるクレジット番号盗用等の不正利用が増えている。被害にあった時の取扱いについては、カード会員に重大な過失があった場合や、盗難等の通知があった日の〇〇日以前の損害はてん補されないなど、規約による。不正利用に気づくには、明細を定期的にチェックしておく必要がある。アプリだと明細を確認しやすい。

相談でも、迷惑メールのリンク先でカード情報を入力してしまい不正利用された例、明細を確認していなかったため、身に覚えのない請求に気づくのが遅れた例があります。

【ブランドデビットカード】銀行口座の預金の範囲内で使え、キャッシュカードと一体で、国際ブランドが付いている。カードが盗難された場合は、預金者保護法が適用される。

クレジット・デビット・プリペイドの3つの支払い方法を切り替えられる商品もあるそうで、不正利用などのトラブルがあれば、国際ブランド付きであればクレジットカードと同様に対応すればよいとのことでした。

【後払い決済(コンビニ後払い)】定期購入の決済手段として多く使われている。加盟店審査が比較的緩く、多くが2か月以内の支払いで割賦販売法の対象外になっている。

相変わらず苦情の多い定期購入では、後払い決済利用が多いです。事業者は協会を作り、自主規制ルールや問い合わせ窓口を作っていますが、今後法整備が必要と思われます。

【電子マネー】交通系カードなどのカード型電子マネーは相談が少ない。クレジットカードを持ってない未成年や成人向けサイトではサーバー型電子マネーが普及。オレオレ詐欺等で電子マネーを購入し、シリアル番号を教える例がある。

【キャリア決済】携帯電話料金と合算で支払える決済サービス。適用される法律がなく、規制がない上、携帯電話料金と分離できず、支払停止の抗弁等の制度がない。

その他、〇〇ペイなどの【ID決済】、フィッシングなど不正送金事案が急増している【インターネットバンキング】などについて説明いただきました。

質疑応答で、岡田弁護士の「海外では不正利用があればすぐチャージバックするが、日本のクレジットカード会社はなかなか応じない」とのコメントに納得しました。「ネット決済」の種類やどのような法律に基づいているかを網羅して学べ、トラブル解決の参考になる学習会でした。

(現地参加:9名 オンライン参加:29名)

KRG 訴訟逆転勝訴判決の確定

ひょうご消費者ネット理事 弁護士 上田 孝治

1 ひょうご消費者ネットは、KRG 管理センター（現ハートランド管理センター）の分譲地の管理に関する「管理期間は、毎年1月1日から12月31日迄とする。但し、所有者が分譲地に土地を所有する間、更新するものとする。」という規約の条項（本件条項）は、消費者が分譲地の所有者である限り、管理契約が更新され続けるものであり、消費者に管理契約から離脱する自由がないことは不当であるとして、2020年6月に、神戸地方裁判所に差止請求訴訟を提起しました。

この訴訟について、2021年9月に言い渡された神戸地方裁判所の判決では、ひょうご消費者ネットの請求は認められませんでした。

2 これに対して、ひょうご消費者ネットが不服申立て（控訴）をしたところ、2022年9月20日に、大阪高等裁判所において、消費者が分譲地の所有者である限り管理契約が更新され続ける旨の条項は、消費者契約法10条に違反しているとして、ひょうご消費者ネットの請求を一部認める内容の逆転勝訴判決が言い渡されました。そして、この判決では、本件条項のうち、土地を所有している限り更新される旨の規定を無効とし、今後、そのような内容を含んだ管理契約をしてはならないことと、本件条項が記載された書面の廃棄をKRG側に命じています。

3 この大阪高等裁判所における逆転勝訴判決について、KRG側が上告・上告受理申立てをしていましたが、2023年12月21日、最高裁はこれらをいずれも退ける旨の決定をし、無事、大阪高等裁判所の逆転勝訴判決が確定しました。

これを受け、ひょうご消費者ネットは、2024年2月19日付けで、ハートランド管理センターに対し、大阪高等裁判所の判決に従った措置、具体的には、本件条項の契約約款からの削除と条項が記載された書面の廃棄および改訂後の契約約款の送付を求める書面を送っています。

判決の内容が実際に実行されなければ、せっかくの勝訴判決も意味が乏しくなりますので、今後のハートランド管理センターの対応についてもしっかりと注視していきたいと思っております。